

大阪府都市計画審議会における  
大阪市関連議案について（報告）

大阪都市計画道路の変更について  
（広路7号大阪中央環状線）

平成19年10月31日（水）

## 大阪都市計画道路の変更（広路7号大阪中央環状線の変更）について

### （1）変更理由

南部大阪都市計画道路1・3・217-1号大阪松原線と近畿自動車道吹田方面を接続するジャンクションの整備に伴い、南部大阪都市計画道路3・1・217-1号大阪中央環状線の区域の変更が必要となったため、大阪都市計画道路広路7号大阪中央環状線の変更を行うものである。

### （2）変更内容

広路7号大阪中央環状線

- ・ 終点及び延長の変更

終点：松原市大堀五丁目地内 → 大阪市平野区長吉川辺三丁目地内  
（大和川左岸） （大阪市と松原市の市域界）

延長：約3,900m → 約3,780m

# 位置図



